

10/21 記者会見

1. 内容（※別途資料を説明）

①子どもたちの豊かな発想を表彰「ビジネスアイデアコンテスト 2024」

変化の大きな社会において、子どもたちが将来に夢や希望を持ち、チャレンジする意欲を育成するためには、起業家精神や起業家的資質・能力を養うことが必要であると考え、見附市では「みつけ Job チャレ教育」を推進。その一環として、「みつけこどもビジネスアイデアコンテスト 2024」を実施し、見附の代表的な農産物である「ニラ」をモチーフにした商品等のアイデアを募集した。このコンテストは、単にアイデアを募るだけでなく、アイデアを生み出す過程を重視するための思考ツールを採用したもので、全国的にも珍しい取り組み。コンテストの審査が完了し、「見附子育て教育の日」に合わせて表彰式を実施する。

②「3市合同職員勉強会」を開催

平成の大合併を経験せず人口規模などで共通する3市（小千谷市、加茂市、見附市）が地域づくりを進めていくための職員間の情報交換を行うなど、合同で職員勉強会を開催し、各自治体組織及び職員個人の資質向上と自治体および担当者間のネットワーク強化を図る。

③火災被災者を支援 新たな生活再建支援を実施

今年8月22日に本町3丁目で発生した火災については、幸いにして大きな人的被害はなかったものの、全焼8棟などの家屋が被害を受けた。市として、被災者の救済及び被災地域の生活環境の早急な復旧を支援するため、被災者に寄り添った支援を進めてきたところであるが、被災者の今後の生活再建を踏まえた更なる支援が必要と考え、新たな制度を創設し、支援を行う。

2. 質疑応答

質：新潟日報

- ・ビジネスアイデアコンテストについて、アイデアを子供たちから募って挙がってきたところだと思うが、現段階で実際に企業とコラボして何か商品化にいかしていこうというように、進んでいるものはあるか。

答：市長

- ・市長賞もあるので私も審査したが、それらを本当に商品化するかどうかは、その次の話になると思う。そこまで話が進んでいるものは現段階ではない。商工会も一緒に審査しているので、商工会の目に留まるなど、今回の表彰を見てもらい、あるいは報道機関に取り上げていただいたことによって、企業側のメリットもあれば、商品化するものがあればいいと思う。きっかけになるような商品が生まれれば、それもありがたいと思う。

質：見附新聞

- ・火災対応関係について、先月の9日に専決処分をされて、10日から受付を開始されたということで、予算の専決処分と、要綱の施行というのは、ある意味セットだと思う。魚沼市の事例

を調べて魚沼市に話を伺ったが、魚沼の場合は臨時議会の議決の翌日に要綱の創設あるいは改正の施行がされて事業が進んだ。9日以降毎日のように、見附市の告示を見ているが今のところ交付要綱の告示がまだホームページにアップされておらず、なおかつ正面玄関前にも私が見る範囲ではまだ告知はされていない。本来であればこの受付を開始する時点できちんと要綱が告示されているべきだと思う。私が気づかないだけで、すでに要綱施行が示されているのかどうか聞かせてほしい。

答：市長

- ・交付要綱はほぼ固まってはいるが、まだ告示できてない状況で申し訳ないと思っている。速やかにしっかりとオープンにできるようにしたい。

質：見附新聞

- ・本来、告示がされてなくて事業が進むというのは、行政の手続き上はあまりよろしくないのではないかなと思うが、その辺についてはどうか。

答：市長

- ・ご指摘の通りだと思うが、支援をしっかりとスピード感を持って対応する方を優先させた。直ちに、しっかりと早くオープンにするように準備を進めている。できていないのは申し訳ないが、それよりもしっかりと執行をする方を優先したというふうにご理解いただければと思う。

質：見附新聞

- ・魚沼市とやり取りをする中で、魚沼市の場合は火災の規模に関わりなく、しかも非住家まで対象にするということで、非常に大きな政策というか方針の転換というか。被災者に対する支援については基本的には自己責任と思われる中で、行政の方は、県内のほとんどの市が災害救助条例を設けて、市長特任の要綱は決めているけど、それは実際に適用されていない中で、自然災害の被災者も火災の被害者もつらさは同じなんだということから大きな転換をされたと思うが、この転換を図られたときに、ホームページ等で、市民から転換に伴う疑問、例えば何で非住家まで対象にするのかとかいうような疑問に対して、市側としての説明、こういう考えでこうしましたということをホームページで示されている。例えば、火災保険の対応だけではなく生活の再建ができないということが被災者から話を聞いた中でわかったとか、あるいは補助額を100万円とした根拠とか。そうしたことについて、非住家も含むことについては、なかなか解体が進まずに何年も進まずに放置されているケースもあって、通学路等になって危険な場合もあるので最終的に市が解体したケースもあるというようなことから、非住家も対象にしたというような市民に対する説明が、こういうふうに転換をしたということが、完全ではないかもしれないが、市民から疑問が寄せられたのかもしれないが、そういうことがきちんと示されている。市として、今回5棟だったら対象になるけど4棟になったらどうなのかというのはこの前の議員協議会でも議論になったが、そういうことをこれから市としてホームページ等で掲載していくというような考えはあるのか。

答：市長

- ・本来であれば火災の被害というのは保険適用で直していただくのが基本で、当初、今回の火災もそうであるべきか、市民の皆さんに寄り添うという観点から、市民の被災者の窓口の対応について見積もりを取るなど支援していこうという、それからしっかりと被災者に寄り添った

対応をしていこうということにさせてもらったが、その中で議会の方でもまた被災者の声を聞く中で、更なる支援をとという声を聞き、また議会からの要望もいただいたので、今回そのような中でいかに過大な支援にならない形でどういうようにやっていくか、あるいは今までやってきたような市長の特例ということでそういった判断をするのもいかなものかという部分もあったので、新たな制度を作って今回私は非住家は対象にはしておらず、そこまで必要ないというふうに思っている。5 棟以上という大きな被害を出した、一方で 4 棟以内については、実際市も何も支援しない中で復旧していただいている事例もある。そういった過去の事例も照らし合わせながら今回の制度設計をしてお示しさせていただいた、そして議会へ説明も、専決処分もさせていただいたところ。そのような中で多分一番聞きたいのはそれをお示しするのかと言った部分なのかもしれないが、議員説明会の中でも説明したところであるが、また指摘もあって、市民の皆様にもその経緯も含めて、説明をどういう形か、広報に載せるのか、ホームページなのかも含めて、必要性も含めて、改めて検討させていただく。

質：見附新聞

- ・魚沼市が Q&A の形で示されていて、被災者の皆さんと話し合いを重ねてきたことの中から出てきたものが示されているし、聞くところによれば市がそういう方針転換をするにあたっては、反対という声もあったということも聞いている。そうした中で全額の補助ではなくて、こういうラインでこういう考え方で、ここで示されている事例は自己負担の方が大きい、市からの助成はおおむね 3 分の 1 程度と、そういう説明を示す中で、それならということで理解が広がっていったという話も伺っている。そうした面も、魚沼市の例を参考にされてもいいのではないのかなと。それと生活再建費用も補助対象に含むという中で、こうしたものが具体的に要綱の中で示されるのかなということで、要綱に注目をしていたというのはあるが、概ね被災者の皆さんが、市が見積もりを仲介した建設業界ではなくて、民間からの見積もりの方を選択されたと聞いているが、その金額を大体伺うと 2 分の 1 で楽に 100 万円超えるので、いわゆる瓦礫の処理で 100 万円という上限を超えてしまっただけで生活再建のいろんなものの購入だとか、生活に必要な物の購入だとか、そういうところまで対象にならない、実質的には。そんなふうに出てきているが、市の方は被災者とそれぞれ話をされていると思うので、あるいは申請が出てきていると思うので、そういった瓦礫処理以外の部分まで含めた申請は実際に来ているのか。

答：危機管理室長

- ・今のところ申請は来っていない。

質：見附新聞

- ・実際は金額を伺えば、瓦礫の処理で 2 分の 1 で 100 万円を超えるので、そうしたものはあがってこないだろうと。実際これから規模のよほど小さい火事でないと、5 棟以上で一棟がよほど小さい規模でない限りは、なかなか廃棄物の処理以外のものも補助対象と言っても、これは有名無実というとお叱りを受けるかもしれないけど、実際にそこまで含めて申請するという事例はなかなかないんじゃないか。それはわからないというところになるのか。

答：市長

- ・今回はなくても、今後の制度の中でそこまで瓦礫処理に使わずに他のところに使いたいとい

うところが出るかもしれないわけで、それについては制度設計として間違っているわけじゃないのかなと。あくまで一番メインは瓦礫処理だと思っているが、それ以外に充てることについて制度の中に入れることについては全く間違っていないと思う。

質：見附新聞

- ・私は制度の中に含むことを間違っているなんて一つも思っていない。生活をする者に対する支援も、あつてしかるべきだろうとは思いますが、2分の1の補助で金額がこうだということになると、実質的には瓦礫の処理だけになるだろうなという感じがしているということを申し上げただけ。それと議員協議会の中で指摘があったが、例えばアパート等がそういう被害にあった場合に、支援は所有者だと、実際にそこに入居している方に対しては支援がない。でもそういう人たちの生活再建も必要だという点で、でも入居者は、補助対象にならない。でも、生活支援ということであれば、そういう支援も必要ではないかという声が上がったと思うが、その点について市長の見解をお伺いしたい。

答：市長

- ・今回は、アパートでなくいずれも住家で、基本的には設置者に対する支援でいいのかなと思う。今後、そこは設置者にしていかないと、やっぱり支援対象をどうするかという意味で言うと火災の関係は設置者にすることが妥当ではないかと思うので、今回については制度上設置者に対する支援だと考えている。

質：見附新聞

- ・確認すると、例えばアパートに入っている人とか、借家に住んでいる人はあくまでもその所有者に対する支援であって、アパートに入っている人や、借家で生活をしている人に対しては対象外ということでもいいか。

答：市長

- ・そのとおり。

質：新潟日報

- ・職員の勉強会について、小・中学校の適正配置について、見附市でも話し合いが進められているところだと思うが、この話し合いをすることで市としては今回の小・中学校の適正配置についてどういったことを他の市から学びたいというか、どういう進め方についてなのかどんなところで意見交換をして勉強会を進めていくのかお聞きしたい。

答：市長

- ・まだ具体的な進め方はやってみないとわからないが、今回テーマは提案していただいたのは加茂市で、見附より先行している部分があるが、加茂市から提案をいただいて、我々としても関係するテーマなので、ありがたいなと思って議論させていただこうと思っている。多分、これはあくまで想像だが、各自治体の取り組み状況などを話しながら、聞きたいことを自由に様々な形で聞いて意見交換すると、我々自分たちの自治体の取り組みを参考にするということになるのかなと思う。